

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会  
教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第4（第5条関係）</b> （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校の校長の5日以上の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長の5日以上の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事。</p> <p>(7)の2 県立学校の校長の5日以上の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長の5日以上の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長の5日以上の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) 県立学校の校長の研修及び兼職の承認をすること。</p> <p>(10)～(22) 義務教育課長専決事項</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校教員（校長を除く。）の1月を超える病気休暇の承認をすること。</p> <p>(6)の2 県立学校教員（校長を除く。）の1月を超える介護休暇の承認をすること。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) 県立学校の校長の赴任延期の承認及び校長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。</p>	<p><b>別表第4（第5条関係）</b> （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校の校長又は園長の5日以上の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長又は園長の5日以上の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事。</p> <p>(7)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長又は園長の5日以上の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) 県立学校の校長又は園長の研修及び兼職の承認をすること。</p> <p>(10)～(22)（略） 義務教育課長専決事項</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校教員（校長又は園長を除く。）の1月を超える病気休暇の承認をすること。</p> <p>(6)の2 県立学校教員（校長又は園長を除く。）の1月を超える介護休暇の承認をすること。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) 県立学校の校長又は園長の赴任延期の承認及び校長又は園長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。</p>

(10)～(32) (略)  
(33) 管理規則第23条の規定による県立学校の児童、生徒の異動状況の報告の受理をすること。

(34)・(35) (略)  
(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。）。

(36)の3～(39) (略)  
高等学校教育課  
教育次長専決事項  
(1) 県立学校（特別支援学校を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2)～(27) (略)  
高等学校教育課長専決事項 (略)  
生徒指導課  
教育次長専決事項 (略)  
生徒指導課長専決事項

(1) (略)  
(2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること（生徒指導に関する事項に限る。）。

生涯学習推進課 (略)  
保健体育課  
教育次長専決事項 (略)  
保健体育課長専決事項

(1) 管理規則第14条（第50条において準用する場合を含む。）の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。

(2)～(5) (略)  
(6) 管理規則第17条（第50条において準用する場合を含む。）の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること（保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。）。

(10)～(32) (略)  
(33) 管理規則第23条の規定による県立学校の児童、生徒（園児を含む。）の異動状況の報告の受理をすること。

(34)・(35) (略)  
(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒（園児を含む。）の事故発生の報告を受理すること（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。）。

(36)の3～(39) (略)  
高等学校教育課  
教育次長専決事項  
(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2)～(27) (略)  
高等学校教育課長専決事項 (略)  
生徒指導課  
教育次長専決事項 (略)  
生徒指導課長専決事項

(1) (略)  
(2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒（園児を含む。）の事故発生の報告を受理すること（生徒指導に関する事項に限る。）。

生涯学習推進課 (略)  
保健体育課  
教育次長専決事項 (略)  
保健体育課長専決事項

(1) 管理規則第14条（第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。

(2)～(5) (略)  
(6) 管理規則第17条（第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること（保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。）。